

# 資料



# 1 特定 14 事業のサービス目標事業量

特定 14 事業の現状と目標事業量

事業名		現状 (平成 16 年度)	目標事業量 (平成 21 年度)	増減
通常保育事業		8 か所	8 か所	
		定員 765 人	定員 845 人	80 人
延長保育事業		8 か所	8 か所	
		利用者 93 人	定員 109 人	16 人
夜間保育事業				
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)			1 か所	1 か所
			定員 3 人	3 人
休日保育事業				
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)		6 か所	8 か所	2 か所
		定員 213 人	定員 250 人	37 人
病後児保育 (乳幼児健康支援一時預かり事業)	派遣型		延派遣回数 30 回	30 回
	施設型		1 か所	1 か所
子育て短期支援事業(ショートステイ)			定員 4 人	4 人
			1 か所	1 か所
一時保育事業			定員 3 人	3 人
		3 か所	4 か所	1 か所
特定保育事業		定員 21 人	定員 30 人	9 人
ファミリーサポートセンター事業			1 か所	1 か所
地域子育て支援センター事業		4 か所	5 か所	1 か所
つどいの広場事業			6 か所	6 か所

資料：子育て支援課

## 2

## 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会要綱

平成 16 年 11 月 1 日

告示第 27 号

## (設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第 2 条 協議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

## (庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

## (その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

## 附 則

この告示は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

## 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

	職名	氏名	備考
教育委員会代表	瀬戸内市教育委員会教育委員長職務代理者	四十塚 和晃	会長
保育園園長	牛窓ルンビニ保育園園長	黒井 泰然	副会長
	瀬戸内市立邑久保育園園長	蟻正 博美	
	瀬戸内市立長船西保育園園長	北谷 優惠	
幼稚園園長	瀬戸内市立牛窓東・西・北幼稚園園長	那須 加代	
小学校校長	瀬戸内市立行幸小学校校長	小林 正満	
中学校校長	瀬戸内市立牛窓中学校校長	徳永 昭伸	
郡PTA会長	邑久郡PTA連合会会長	川部 晃久	
主任児童委員	瀬戸内市主任児童委員	石原 裕子	
	瀬戸内市主任児童委員	川崎 公一	
	瀬戸内市主任児童委員	水田 正子	
親子クラブ代表	牛窓町母子クラブ代表	森 智子	
	長船町おやこクラブ会長	高嶋 義恵	
商工会事務局長	邑久郡商工会事務局長	小山 勝己	
社会福祉協議会事務局長	瀬戸内市社会福祉協議会事務局長次長	三浦 志津子	
保健師	健康づくり推進課保健企画係長	小竹 寿子	
	福祉課課長補佐	谷本 憲子	
栄養士	健康づくり推進課参事	土井 和子	

## 3

## 策定経過

- 平成 15 年 11 月
- 邑久郡 3 町合同によるアンケート調査の実施
- 平成 16 年 7 月 30 日
- 第 1 回邑久郡次世代育成支援対策推進協議会開催  
委員委嘱、役員選出、計画策定の趣旨・スケジュール等の説明、アンケート調査・人口推計・推計ニーズ量等の結果報告、意見交換
- 9 月 24 日
- 親子クラブ座談会開催
- 10 月 12 日
- 第 2 回邑久郡次世代育成支援対策推進協議会開催  
計画の基本方向案の検討、意見交換
- 平成 17 年 1 月 12 日
- 第 1 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会開催  
委員委嘱、役員選出、計画素案の検討、意見交換
- 2 月 28 日
- 第 2 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会開催  
計画素案の検討、承認

## 4

## 関係法令

## (1) 少子化社会対策基本法

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有すると認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業主の責務)

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。



(母子保健医療体制の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

### 第三章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第七条の大綱の案を作成すること。
- 二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成十五年政令第三百八十五号で平成十五年九月一日から施行)

## (2) 次世代育成支援対策推進法

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

#### (基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

#### (事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

#### (国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

### 第二章 行動計画

#### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

## (都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

## (都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

## (市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第三節 一般事業主行動計画

## (一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。



3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 第四章 雑則

(主務大臣)

第二十二條 第七條第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九條第四項及び第十條第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第二十三條 第十二條から第十六條までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 第五章 罰則

第二十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第二項の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十條第五項の規定に違反した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四條、第二十五條又は前條第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

## (この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

## (検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 5

## 用語解説

## 《あ行》

## 育児休業・介護休暇制度

平成 13 年に施行された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定められた制度のこと。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用される。

## 一時保育

保護者の断続的・短時間の就労や保護者の疾病等により一時的に保育に欠ける保育所の入所基準の対象とならない就学前の児童に対し、保育所において保護者によって一時的に保育する事業のこと。

## 延長保育

保育所が通常の開所・閉所時間を超えて行う保育サービスのこと。(11 時間以上の開所に対して該当)

## ALT (外国語指導助手)

Assistant Language Teacher の略語で、「語学指導等を行う外国青年招致事業 (JET プログラム)」で来日し、日本全国の中学校や高等学校で英語を教える指導者のこと。

## ADHD (注意欠陥・多動性障害)

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略称で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び(または)衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で社会的な活動や学業に支障を来すもの。

## LD (学習障害)

Learning Disabilities の略称で、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

## NPO (民間非営利組織)

Non Profit Organization の略称で、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のこと。平成 10 年に法人格を付与することにより活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立。

## 《か行》

### 外国人登録人口

外国人登録法に基づき市町村に登録された日本に 90 日以上住み、外国籍をもつ人（外国人）の人口のこと。

### 学校図書館司書

学校図書室等に配置される本の整理、新しい本の紹介、子どもたちに本を読みたいと思わせるさまざまな展示、調べ学習の相談を行う専門職員のこと。

### 学校評議員会

校長の求めに応じ、それぞれの責任において学校運営や教育活動、学校と家庭や地域社会の連携に関することなどについて意見を述べ助言を行う組織のこと。

### 家庭児童相談室

都道府県または市町村が設置する福祉事務所において、家庭における適性な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談指導業務を専門に行う部署のこと。

### 家庭相談員

家庭児童相談室に配置される相談指導業務を行う人のこと。

### 休日保育

保育所が日曜日や祝祭日に提供する保育サービスのこと。

### 高機能自閉症

3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

### 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの人数に相当する。

### 行動計画策定指針

国が次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項の規定に基づき、( 1 ) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、( 2 ) 次世代育成支援対策の内容に関する事項、( 3 ) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めたもの。

## コーホート変化率法

同じ年（または同じ期間）に生まれた人の集団について、過去における実績人口の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

## 国勢調査

日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正9年から5年毎に10月1日を基準日に実施する国の最も基本的な統計調査のこと。

## 心の教室相談員

生徒が悩みや不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるような第三者的な存在として生徒の身近に配置された相談員のこと。

## 子育てサポーター制度

子育てOB等のボランティアが子育てやしつけに関する悩みや不安を抱く親への相談に乗ったり、アドバイス等を行うボランティア活動のこと。

## 子育て支援総合コーディネーター

児童福祉法の改正により、市町村における子育て支援事業の情報提供、相談、助言、あっせん、調整等の業務が義務化されたことを踏まえ、これら業務を専門に行う人のこと。

## 子育て短期支援事業

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）、夜間養護事業（トワイライトステイ）がある。

## こども110番制度

児童が登下校などの際、万一犯人等に追われたとき、一時的に避難できる場所として、住宅、商店、事務所などが「こども110番の家」として登録されている制度のこと。

## CAP（児童暴力防止プログラム）

Child Assault Preventionの略称で、子どもたちが自分自身の権利について理解し、その権利を奪おうとする虐待やいじめなど、あらゆる暴力に対し、心とからだに知恵をもって自分を守るための教育プログラムのこと。

## 《さ行》

### 支援費制度

障害者を対象とした福祉サービスについて、障害者自らがサービスを選択し、事業者や施設との対等な立場に立った契約によりサービスを利用する平成 15 年 4 月より施行された制度のこと。

### シックハウス

建材に使用された接着剤や塗料、防虫剤など化学物質の影響により、頭痛、吐き気、目の痛みなど様々な健康被害を生じさせる現象のこと。

### 児童館

児童（0～18 歳未満）に健全な遊びを与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設のこと。事業内容や規模によって、小型児童館、児童センター、大型児童館、A 型、B 型、C 型等に分類されている。

### 児童相談所

児童福祉法に基づき 18 歳未満の児童の福祉や健全育成に関する諸般の相談、調査、判定、児童福祉施設への入所や児童またはその保護者への相談援助活動を行う専門機関のこと。

### 児童手当制度

児童手当法に基づき 9 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの児童（小学校第 3 学年修了前の児童）を養育している保護者等に支給される手当のこと。

### 児童扶養手当制度

児童扶養手当法に基づき父母の離婚などにより父親と生計をもとにしていない児童の母親、あるいは母にかわってその児童を養育している保護者等に対し、児童の健やかな成長を目的とし支給される手当のこと。

### 就学指導委員会

障害のある児童生徒の心身の障害の種類、程度などの判断について専門的見地から調査審議を行うため、県及び市町村の教育委員会に設置されている機関のこと。

### 住民基本台帳人口

住民基本台帳法に基づき市町村に備えてある住民基本台帳に記録されている住民の人口のこと。

### 主任児童委員

児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員のこと。

### 障害児居宅介護等事業

日常生活を営むのに支障がある障害児の家庭等にホームヘルパーを派遣して適切な家事、介護等の日常生活の世話等を行う事業のこと。

### 障害児短期入所事業

心身障害児を介護している保護者が、疾病等により家庭における介護が困難となった場合、一時的にその障害児を障害者福祉施設に保護（宿泊又は宿泊を伴わない日中受入れ）をする事業のこと。

### 障害児デイサービス事業

障害者福祉施設への通園による指導になじむ在宅の障害児を対象に、通園による療育訓練を行う事業のこと。

### 食育

健全で豊かな食生活を送るために必要な 食事の自己管理能力を養う教育のこと。

### 人口動態統計

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各種届書等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したもので、人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的に実施される統計調査のこと。

### 新市建設計画

市町村の合併の特例に関する法律により策定が義務付けられている、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村の建設の根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画 を定めた計画書のこと。

### スクールカウンセラー事業

「心の悩み・問題」に専門的立場から助言・援助を行うために学校に配置される、臨床心理士・精神科医などカウンセリングの専門家が主に配置された学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を行う事業のこと。

### 総合地域型スポーツクラブ

より身近なところで気軽にスポーツや運動に親しめ、かつ健康づくり・生きがいづくり・仲間づくりができるよう小学校等を拠点に子どもから高齢者まで幅広い人が参加できる地域スポーツクラブのこと。

## 《た行》

### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（平成 11 年に男女共同参画社会基本法が成立）

### 地域子育て支援センター事業

保育所等において、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進などを実施する事業のこと。

### 「つどいの広場」事業

主に乳幼児をもつ親とその子どもが公共施設内のスペースなどで気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図るとともに、子育てアドバイザーによる子育て・悩み相談や子育てに関する講習を実施する事業のこと。

### 低年齢児保育

保育所が 0 歳から 2 歳までに行う保育サービスのこと。

### 特定保育

パートタイム労働者の増大など、保護者の就業形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、週に 2、3 日程度又は午前、午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスのこと。

### 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき精神又は身体が障害の状態（政令で定める程度以上）にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当のこと。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

男性の恋人や夫が女性に向けて行う暴力のこと。

### TT（チームティーチング）

Team Teaching の略称で、学校で授業をする際の教師組織の一様式で、二人以上の複数の教師が、協力して指導する形態のこと。



## 《な行》

### 認可保育所

保護者が働いていたり、あるいは疾病等の理由により家庭で十分保育することのできない児童を、保護者に代わり保育することを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設のこと。認可保育所には、市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する私立保育所がある。

## 《は行》

### ハイリスク妊産婦

妊娠、分娩、産じょくにおいて、母体及び胎児に危険が起こる可能性が高い妊産婦のこと。

### バリアフリー

建物内の段差の解消等物理的障壁を除去すること。本来は建築用語として登場したが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

### ひとり親家庭医療費の助成

死別・離婚等により18歳未満の児童を養育している母又は父、及び養育者の方とその児童を対象に、医療保険により医療に要した費用のうち自己負担分について、全部又は一部を助成する制度のこと。

### 病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）

保育所、幼稚園、小学校（低学年）に通っている児童等が病気回復期であり、集団保育の困難な期間、その児童を一時的に預かる事業で、保育所や病院等に付設された専用スペースで保育する「病後児保育（施設型）」、派遣された看護師等が児童の自宅等で保育する「病後児保育（派遣型）」がある。また、保護者の傷病・入院等により緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣し保育を行う「訪問型一時保育（派遣型）」がある。

### ファミリーサポートセンター事業

子育ての手伝いをしたい人（協力会員）と、手伝いを頼みたい人（依頼会員）がそれぞれファミリーサポートの会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行う会員組織で、市町村が設置・運営を行う事業のこと。

### 保育所地域活動事業

保育所における地域の需要に応じた幅広い活動のこと。障害児保育円滑化事業、世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、保育所分園推進事業などがある。

### 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労等の理由により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る事業のこと。

### 母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭または寡婦の経済的自立と、生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図るため、各種資金を無利子または低利で貸付ける制度のこと。

## 《ま行》

### 民生委員・児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しており、その主な職務は、地域住民の相談、援助活動、福祉サービスの情報提供、厚生センター、福祉事務所、児童相談所等の関係行政機関への協力などの活動を行っている。

## 《や行》

### 夜間保育

保護者の就業形態の多様化など夜間就労している保護者に対応する保育サービスのこと。（実施する保育所の開所時間は概ね 11 時～22 時まで）

### ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境、サービス等のデザインのこと。

### 幼稚園における預かり保育

幼稚園の教育時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して幼稚園児を預かること。（保育時間は幼稚園によって異なる。）